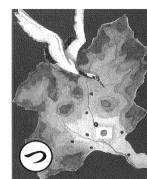




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年5月28日(火) 第9701号

目次

	ページ
告 示	
○解除保安林(森林保全課)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	2
○同	3
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	5

■ 告 示

◎群馬県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除に係る保安林の所在場所 渋川市赤城町棚下字大岩904の4
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第27号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年5月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	407号	太田市東本町28番の1地先から太田市東本町27番の9地先までの上下線
県道	前橋館林線	太田市西本町5番の3地先から太田市東本町27番の9地先までの上下線

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年5月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年5月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人新輝
- 3 代表者の氏名 新木諭
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市境萩原1761番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、少年院又は少年鑑別所から退院又は退所した者、児童養護施設等を退所した者、又は各種の障害や家庭の事情により就職による社会的な自立が困難な青少年に対する就労支援活動に関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた就労と社会的自立の機会を獲得することにより、もって個人の

福祉増進及び公共の治安並びに安全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年5月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年5月17日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西吾妻共生企画
- 3 代表者の氏名 黒岩佐予子
- 4 主たる事務所の所在地 吾妻郡嬭恋村大字鎌原1476番地32
- 5 定款に記載された目的 この法人は、介護が必要な障がい者・高齢者、療育が必要な障がい児、自立支援の必要な若者などその介護者・保護者が心身ともに健やかで当たり前の生活ができるように、その支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

令和元年5月28日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
春日松原堰	理 事	再 任	外所桂一	高崎市金井淵町273番地
	同	同	塚本教司	同 上里見町754番地
	同	同	関好実	同 同 3955番地
	同	新 任	角田武	同 剣崎町1036番地
	同	同	廣瀬高	同 下大島町38番地
	同	同	櫻井覚	同 町屋町847番地1
	同	同	赤尾幸雄	同 上大島町16番地2
	同	同	松田晃	同 下里見町512番地1
	同	同	中島二郎	同 同 681番地
	同	同	富沢正廣	同 同 1386番地

	同	同	古島正一	同 中里見町6 2 番地 1
	同	同	中島健雄	同 同 1 6 7 番地 1
	同	同	中曽根勲	同 上里見町1 6 2 4 番地 1
	同	同	小池信之	同 同 1 9 6 1 番地
	同	退 任	櫻井実	同 剣崎町8 6 5 番地
	同	同	秋本千明	同 下大島町9 番地
	同	同	中島一行	同 下里見町3 3 0 番地
	同	同	富沢正幸	同 同 5 7 7 番地
	同	同	富岡光行	同 同 8 1 0 番地
	同	同	里見義衛	同 中里見町2 8 8 番地
	同	同	荻原鋭寛	同 同 3 3 9 番地 1
	同	同	小池晃士	同 上里見町6 6 5 番地
	同	同	清水孝	同 同 2 9 1 2 番地 1
	監 事	新 任	秋本千明	同 下大島町9 番地
	同	同	富沢茂	同 下里見町8 2 3 番地
	同	同	星野真澄	同 中里見町1 2 9 4 番地 2
	同	退 任	木島喜代司	同 剣崎町9 5 0 番地
	同	同	松村和美	同 上大島町8 番地
	同	同	星田良一	同 中里見町5 1 9 番地
馬庭堰	理 事	再 任	吉田貞美	高崎市吉井町岩井5 0 1 番地
	同	同	佐藤夏雄	同 吉井町小暮6 0 2 番地 3
	同	新 任	諸岡和夫	同 吉井町岩井6 2 9 番地 1
	同	同	澁澤満男	同 吉井町小暮6 9 1 番地
	同	同	浅野秀夫	同 吉井町馬庭1 7 番地
	同	同	武井和行	同 同 6 4 番地
	同	同	竹内和巳	同 同 1 0 5 番地 1
	同	同	江原邦夫	同 同 2 8 4 番地
	同	退 任	三宿聰	同 吉井町岩井7 7 9 番地
	同	同	金井芳晴	同 吉井町小暮7 1 2 番地 2
	同	同	松本正行	同 吉井町馬庭8 番地

	同	同	新井賢一	同	同	42番地
	同	同	阿藤祐一	同	同	309番地1
	同	同	油井原芳男	同	同	734番地
監事	再任		岩佐良則	同	吉井町小暮	32番地
	同	新任	三宿尋	同	吉井町岩井	775番地
	同	同	樋口雅彦	同	吉井町馬庭	832番地
	同	退任	高橋勉	同	吉井町岩井	702番地
	同	同	中谷光美	同	吉井町馬庭	223番地

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表2の項中「地域密着型特別養護老人ホームふるさと 同 綿貫町1369」を

「地域密着型特別養護老人
地域密着型特別養護老人
ケアハウスホープヒルズ
医療法人山崎会 サービス

ホームふるさと 同 綿貫町1369
ホーム 泉の園 同 箕郷町矢原12番地1
同 江木町1093-1
ス付き高齢者向け住宅オアシス 同 田町71-1

に、「特別養護老人ホームくやはら 同

「特別養護老人ホームくやはら 同 久屋原町414-1
久屋原町414-1」を 特別養護老人ホーム とね虹の里 同 東原新町1855番地1
地域密着型特別養護老人ホーム とね虹の里 同 東原新町1855番地1」
める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111